（飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部改正）

第二条　飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和五十一年農林省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後	改正前
別表第1（第1条関係）	別表第1（第1条関係）
1　飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準	1　飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準
(1)　飼料一般の成分規格	(1)　飼料一般の成分規格
ア～ス　（略）	ア～ス　（略）
セ　次の表の第1欄に掲げる農薬（農薬取締法（昭和23年法律第82号）第2条第1項に規定する農薬をいう。以下同じ。）の成分である物質（その物質が化学的に変化して生成した物質を含む。以下同じ。）は、同表の第2欄に掲げる飼料の原料にそれぞれ同表の第3欄に定める量を超えて含まれてはならない。	セ　次の表の第1欄に掲げる農薬（農薬取締法（昭和23年法律第82号）第1条の2第1項に規定する農薬をいう。以下同じ。）の成分である物質（その物質が化学的に変化して生成した物質を含む。以下同じ。）は、同表の第2欄に掲げる飼料の原料にそれぞれ同表の第3欄に定める量を超えて含まれてはならない。
（略）	（略）
ソ～ツ　（略）	ソ～ツ　（略）
(2)～(5)　（略）	(2)～(5)　（略）
2～5　（略）	2～5　（略）

（種苗法施行規則の一部改正）

第三条　種苗法施行規則（平成十年農林水産省令第八十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後	改正前
（指定種苗の表示事項）	（指定種苗の表示事項）
第二十三条　（略）	**第二十三条**　（略）
2　（略）	2　（略）
3　法第五十九条第一項第六号の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。	3　法第五十九条第一項第六号の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。
一　食用及び飼料の用に供される農林水産植物（果樹を除く。以下「食用農林水産植物」という。）の種苗であって、農薬（農薬取締法第二十五条第一項の農林水産省令・環境省令で定める農薬を定める省令（平成十五年農林水産省環境省令第四号）各号に掲げる農薬をいう。以下同じ。）を使用したものについては、その旨並びに使用した農薬に含有する有効成分の種類及び当該種類ごとの使用回数（農薬取締法施行規則（昭和二十六年農林省令第二十一号）第十四条第二項第四号に規定する生育期間において当該有効成分を含有する農薬を使用した回数（農薬の容器又は包装に同項第五号に規定する総使用回数が使用時期又は使用の態様の区分ごとに記載されているときは、当該区分ごとの使用回数）をいう。）	一　食用及び飼料の用に供される農林水産植物（果樹を除く。以下「食用農林水産植物」という。）の種苗であって、農薬（農薬取締法第十二条第一項の農林水産省令・環境省令で定める農薬を定める省令（平成十五年農林水産省環境省令第四号）各号に掲げる農薬をいう。以下同じ。）を使用したものについては、その旨並びに使用した農薬に含有する有効成分の種類及び当該種類ごとの使用回数（農薬取締法施行規則（昭和二十六年農林省令第二十一号）第七条第二項第四号に規定する生育期間において当該有効成分を含有する農薬を使用した回数（農薬の容器又は包装に同項第五号に規定する総使用回数が使用時期又は使用の態様の区分ごとに記載されているときは、当該区分ごとの使用回数）をいう。）
二・三　（略）	二・三　（略）

（持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則の一部改正）

第四条　持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則（平成十一年農林水産省令第六十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後	改正前
（持続性の高い農業生産方式に係る技術）	（持続性の高い農業生産方式に係る技術）
第一条　（略）	**第一条**　（略）
2　（略）	2　（略）
3　法第二条第三号の農林水産省令で定める技術は、次に掲げるものとする。	3　法第二条第三号の農林水産省令で定める技術は、次に掲げるものとする。
一～三　（略）	一～三　（略）
四　生物農薬利用技術（農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第二条第二項の天敵であって、同法第三条第一項又は第三十四条第一項の登録を受けたものを利用する技術をいう。）	四　生物農薬利用技術（農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第一条の二第二項の天敵であって、同法第二条第一項又は第十五条の二第一項の登録を受けたものを利用する技術をいう。）
五～十一　（略）	五～十一　（略）
十二　フェロモン剤利用技術（農作物を害する昆虫のフェロモン作用を有する物質を有効成分とする薬剤であって、農薬取締法第三条第一項又は第三十四条第一項の登録を受けたものを使用する技術をいう。）	十二　フェロモン剤利用技術（農作物を害する昆虫のフェロモン作用を有する物質を有効成分とする薬剤であって、農薬取締法第二条第一項又は第十五条の二第一項の登録を受けたものを使用する技術をいう。）
十三　（略）	十三　（略）